



平成31年1月31日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
統計課	人口労働係	古川 有里	内線2087 直通058-272-8184 FAX058-271-5720

## 平成30年11月分 毎月勤労統計調査結果

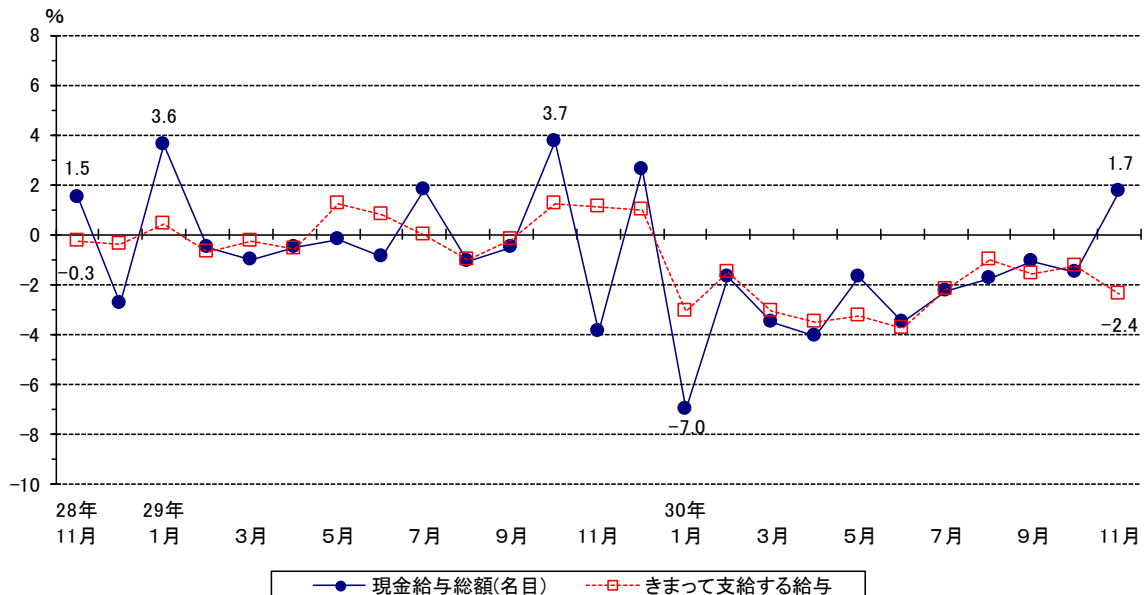
### 賃金

- ・11月のきまって支給する給与は、規模5人以上で240,134円、前年同月比2.4%減で、5ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では260,166円、前年同月比2.4%減で、11ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・特別に支払われた給与を含む現金給与総額は、規模5人以上で262,112円、前年同月比2.3%増で、2ヶ月ぶりに前年同月を上回った。また、規模30人以上では283,265円、前年同月比1.7%増で、11ヶ月ぶりに前年同月を上回った。

表1 賃金の動き

産 業	現金給与総額				きまって支給する給与				所定内給与		所定外給与		特別に支払われた給与	
	実数	指数	前月比	前年同月比	実数	前月比	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	実数	前年同月比	
【事業所規模5人以上】														
調査産業計	262 112	90.5	6.6	2.3	240 134	0.6	△2.4	221 349	△2.3	18 785		21 978	11 351	
建設業	391 480	93.9	△1.2	8.1	354 892	8.7	2.8	321 044	△1.5	33 848		36 588	19 097	
製造業	310 469	93.8	9.5	4.9	273 532	0.6	△2.2	242 084	△1.4	31 448		36 937	20 732	
卸売業、小売業	232 489	109.8	13.2	23.8	206 074	0.5	12.7	195 271	11.9	10 803		26 415	21 570	
医療、福祉	273 443	87.8	11.1	3.3	250 011	1.7	0.1	237 792	2.0	12 219		23 432	8 536	
【事業所規模30人以上】														
調査産業計	283 265	87.7	3.8	1.7	260 166	0.1	△2.4	236 777	△1.8	23 389		23 099	10 907	
建設業	339 988	88.1	△43.3	1.1	339 128	5.6	0.9	303 491	△6.8	35 637		860	860	
製造業	325 756	89.4	7.5	1.8	288 539	0.4	△3.2	250 672	△2.9	37 867		37 217	15 274	
卸売業、小売業	217 158	112.0	7.4	27.9	193 971	△4.1	14.3	185 103	14.6	8 868		23 187	22 979	
医療、福祉	318 678	90.3	10.5	9.9	289 989	0.5	△0.1	273 391	2.3	16 598		28 689	28 678	

図1 賃金の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



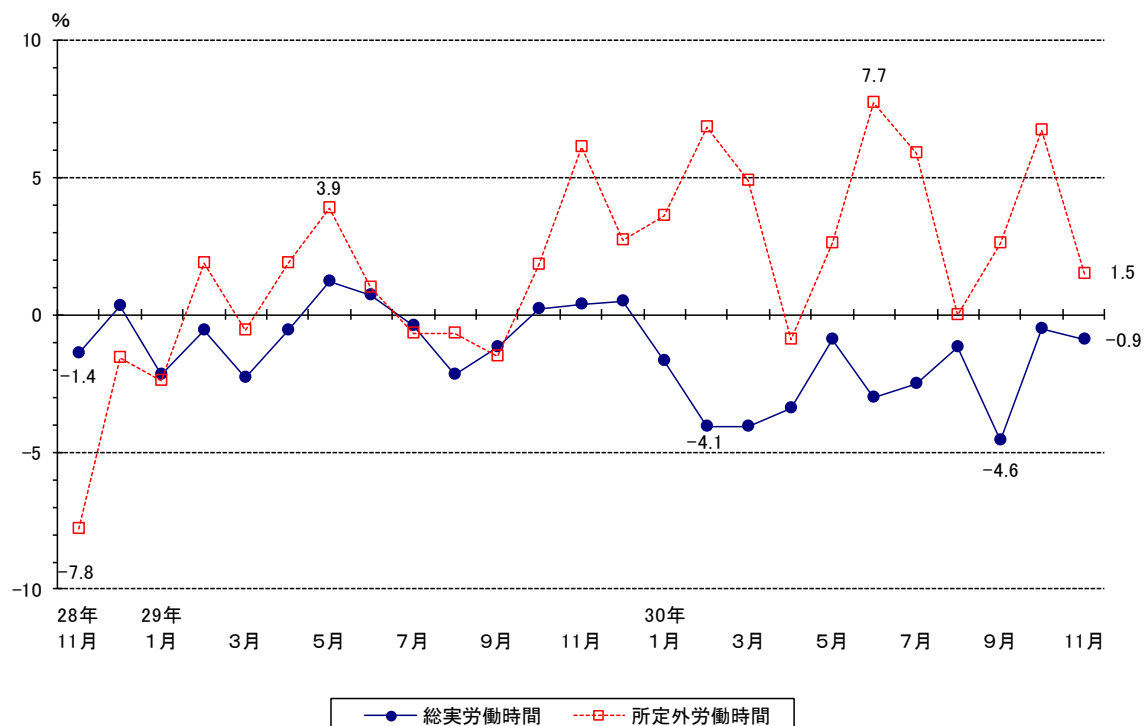
## 労働時間

- ・総実労働時間は、規模5人以上で147.4時間、前年同月比0.6%減で、3ヶ月連続で前年同月を下回った。また、規模30人以上では151.6時間、前年同月比0.9%減で、11ヶ月連続で前年同月を下回った。
- ・所定外労働時間は、規模5人以上で10.6時間、前年同月比2.7%減で、2ヶ月ぶりに前年同月を下回った。また、規模30人以上では12.7時間、前年同月比1.5%増で、3ヶ月連続で前年同月を上回った。

表2 労働時間の動き

産 業	総実労働時間							出 勤 日 数		
						所定外労働時間				
	実 数	指 数	前月比	前年同月比	実 数	前月比	前年同月比	実 数	前月差	前年同月差
【事業所規模5人以上】	時間		%	%	時間	%	%	日	日	日
調 査 産 業 計	147.4	99.9	2.3	△0.6	10.6	1.0	△2.7	19.3	0.5	0.0
建 設 業	176.0	104.1	4.0	1.2	13.8	16.0	25.5	21.9	1.0	0.1
製 造 業	174.6	104.3	5.4	△0.1	16.5	6.5	△9.8	21.0	1.0	0.2
卸 売 業、小 売 業	140.1	105.2	2.5	7.3	6.8	0.0	11.4	19.3	0.6	0.6
医 療、福 祉	131.2	95.6	△0.4	△2.5	4.3	2.4	△2.2	18.2	0.1	△0.4
【事業所規模30人以上】										
調 査 産 業 計	151.6	100.1	1.4	△0.9	12.7	△0.8	1.5	19.4	0.4	0.0
建 設 業	169.5	107.8	5.6	△0.1	15.2	52.0	97.3	20.8	0.6	△0.9
製 造 業	177.3	104.5	6.0	0.0	18.2	6.5	△10.8	20.9	1.1	0.3
卸 売 業、小 売 業	135.5	102.9	△0.4	5.1	5.9	0.0	22.9	19.3	0.4	0.0
医 療、福 祉	131.7	92.9	△3.6	△6.3	5.1	△1.9	8.5	17.8	△0.3	△0.7

図2 労働時間の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－



## 雇 用

- ・常用労働者数は、規模5人以上で680,794人、前年同月比2.5%増で、11ヶ月連続で前年同月を上回った。  
また、規模30人以上では353,562人、前年同月比3.2%増で、11ヶ月連続で前年同月を上回った。
- ・パートタイム労働者の比率は、規模30人以上で32.0%となり、前年同月差3.7ポイント増加した。

表3 常用雇用の動き

産 業	常 用 労 働 者						労 働 異 動	
	実 数	指 数	前 月 比	前 年 同 月 比	パートタイム 労働者比率	パートタイム 労働者比率 前年同月差	入 職 率	離 職 率
【事業所規模5人以上】						ポイント		
調 査 産 業 計	680 794	105.0	0.2	2.5	35.9	2.8	1.39	1.07
建 設 業	40 034	128.9	0.7	11.4	7.4	△ 0.5	1.35	0.65
製 造 業	168 757	99.0	0.2	△ 0.4	19.0	2.2	1.03	0.87
卸 売 業、小 売 業	122 038	100.3	0.2	1.7	48.9	△ 8.5	0.99	0.76
医 療、福 祉	99 700	99.6	0.2	1.7	38.1	8.6	1.13	0.87
【事業所規模30人以上】								
調 査 産 業 計	353 562	103.1	0.0	3.2	32.0	3.7	1.33	1.11
建 設 業	9 442	133.2	0.2	27.8	13.3	9.4	1.16	0.90
製 造 業	122 172	99.2	0.0	1.1	15.9	1.6	0.75	0.71
卸 売 業、小 売 業	44 165	99.8	1.2	5.7	59.6	△ 9.6	2.32	1.04
医 療、福 祉	57 383	93.6	△ 0.2	△ 2.1	31.2	8.3	0.85	1.00

図3 常用雇用の動き（前年同月比）－規模30人以上・調査産業計－

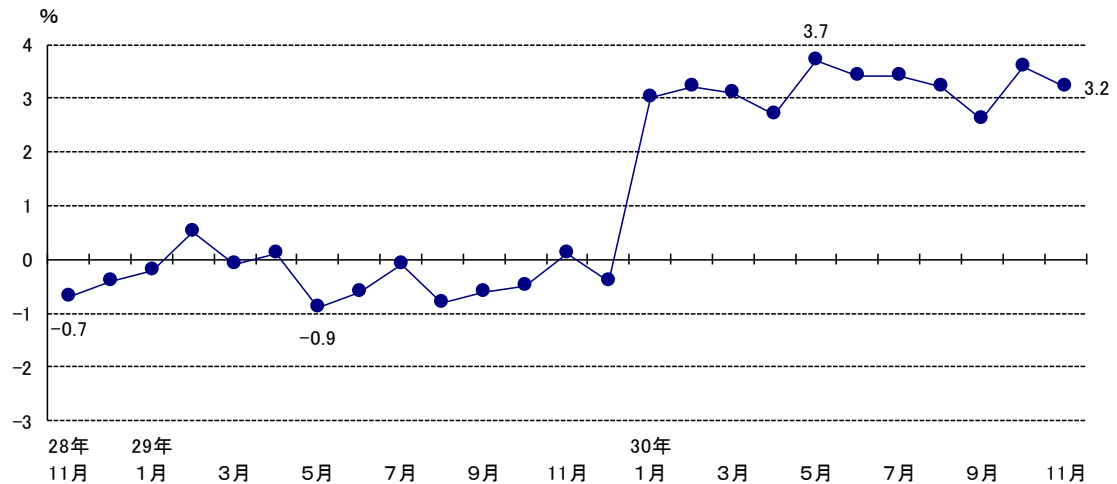
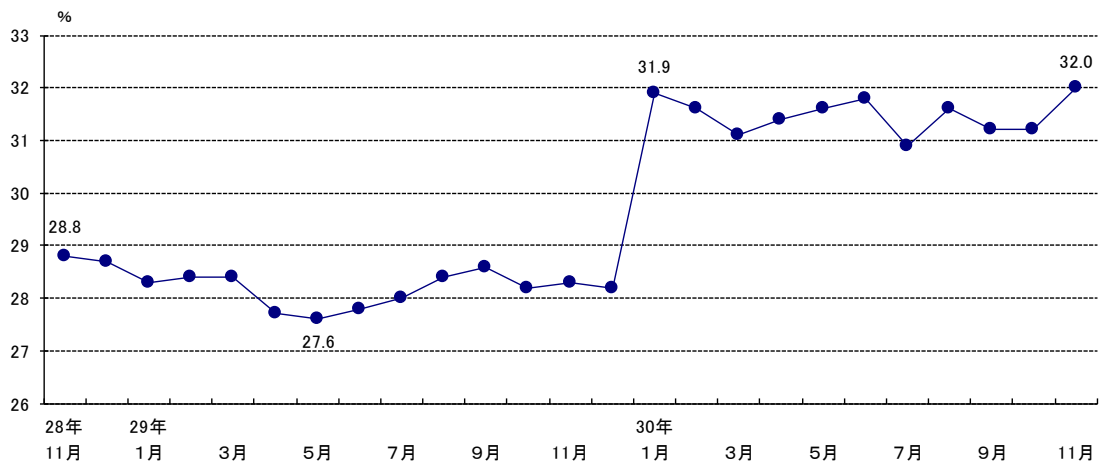


図4 パートタイム労働者比率の動き－規模30人以上・調査産業計－



## 【利用上の注意】

- 1 平成 29 年 1 月分結果から、賃金・労働時間及び雇用指数は平成 27 年平均を 100 とする平成 27 年基準を使用。これに伴い、平成 28 年 12 月分までの指数を平成 27 年平均が 100 となるように改訂した。
- 2 平成 28 年 12 月分までの増減率は平成 22 年基準の指数を用いて計算をしたものである。そのため、平成 27 年基準の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 3 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 4 調査事業所のうち 30 人以上の抽出方法は、従来の 2～3 年に一度行う総入替え方式から、毎年 1 月分調査時に行う部分入替え方式に平成 30 年から変更した。賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。常用雇用指数とその増減率は、平成 30 年 1 月分結果から労働者数推計のベンチマークを更新したことに伴い、過去に遡って改訂した。
- 5 指数の算式

基準年の平均（以下「基準数値」という。）を 100 とする指数を作成している。  
各月の指数は、次の算式によって作成している。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

指数と各月の調査結果の実数との対応は次のとおりである。

指数の種類	各月の調査結果の実数
現金給与総額指数	各月の 1 人平均現金給与総額
総実労働時間指数	各月の 1 人平均総実労働時間数
常用雇用指数	各月の本月末常用労働者数

上記の算式により作成された指数に基づいて、前年同月比等の増減率を計算している。

- 6 現在の指数の基準時は、平成 27 年（2015 年）である。
- 7 常用労働者とは、
  - ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1 か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者をいう。
- 8 パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、
  - ① 1 日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
  - ② 1 日の所定労働時間が一般の労働者と同じで 1 週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者のいずれかに該当する者をいう。また、一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者でない者をいう。

## 【調査の概要】

厚生労働省が実施する、統計法に基づく基幹統計調査であり、雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とするものである。

調査結果は、労働・経済政策の基礎資料として用いられている。

この調査は、日本標準産業分類に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業、郵便業」「卸売業、小売業」「金融業、保険業」「不動産業、物品賃貸業」「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者 5 人以上の事業所のうち、厚生労働大臣が指定する約 750 事業所を対象とする。

< 環境生活部統計課ホームページ >

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/tokei/tokei-joho/11111/>